



拝啓

仲秋の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も第22号目となりました。お仕事の合間に御一読いただければ幸いです。秋が深まりゆく季節ですが、くれぐれもお身体ご自愛ください。

敬具

～今回のテーマ「有限会社から株式会社へ」～

平成18年5月1日、新会社法の施行により有限会社が廃止され、新たに有限会社を設立する事ができなくなりました。そして、従来から存在する有限会社は「特例有限会社」と呼ばれ、会社謄本などの記載は変わりませんが、法律上は株式会社として扱われることになりました。

当事務所でもご相談・ご依頼が多いのですが、特例有限会社は変更登記をすることにより、株式会社へと移行することができます。特例有限会社から株式会社へ移行する最大のメリットとしては「株式会社は世間一般的に信用度が高い」と言うことでしょうか。本州企業と取引する際や、本州へ進出する際には「有限会社」である事がネックになることがあるようです。また、「取締役会や会計参与といった機関を設置することができる」のもメリットと言えます。

一方で、「役員に任期が定められ、任期満了毎に役員変更登記が必要」「決算広告が必要となる」など手続きが増えるというデメリットもあります。よって、経営上特に支障がない場合は特例有限会社のままの方が良い場合もあるでしょう。

株式会社へ移行するには、まず移行後の株式会社の定款作成することになります。この場合定款の認証は必要ありません。そして株主総会を開催し、株式会社に変更をする旨の決議をします。ここで注意をしなければならないのが役員の任期です。株式会社へと移行した時点で、有限会社時代の役員が選任されてから、定款に定めた役員の任期（定款に定めがない場合は選任されてから10年）以上経過していると、その役員は株式会社へ移行したときに任期が満了してしまうため、商号変更の決議と同時に役員選任についての決議も必要となります。また、「目的の変更」「役員構成の変更や会計参与や取締役会等の機関の設置」等についても必要があれば決議することになります。

そして、最後に登記申請をするわけですが、実は単に変更登記を申請すればよいのではなく、株式会社設立の登記と、有限会社解散の登記の2つの登記を申請しなければなりません。このため、有限会社解散登記の登録免許税3万円と、株式会社の設立の登記の登録免許税が必要となります。設立の登録免許税は資本金額に1000分の1.5を乗じた額となり、この額が3万円未満の場合は3万円となります。（つまり資本金の額が2千万円以上の場合登録免許税が3万円を超えます。）

特例有限会社から株式会社への移行手続きは、原則として、定款を作成、株主総会にて変更決議をし、登記をするだけですが、メリットやデメリット、移行後の株式会社の定款内容や役員についてなど、同時に検討しなければならない事も多いため、移行をお考えの際は一度司法書士に相談することをお勧めします。
(村中 修二)

劇と音楽の会

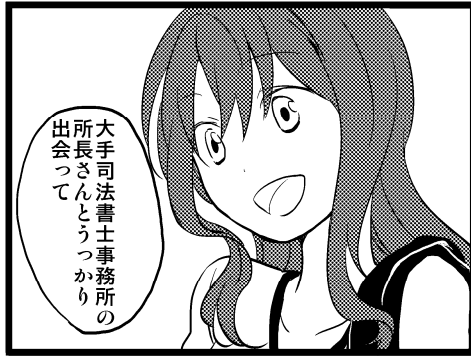
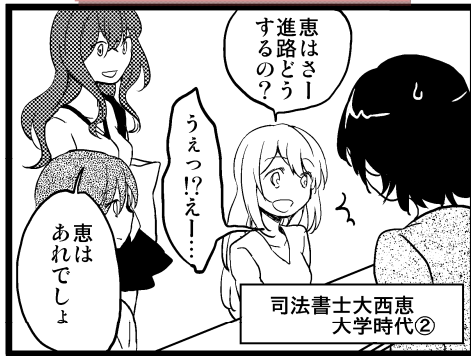
皆様、芸術の秋ですね。私の通う小学校では、年に一度学習発表会がありました。劇か音楽の好きな方どちらかを選んで、その日に向けて練習をするのですが、私はとても恥ずかしがり屋でしたので、人前で劇をするなんてとても無理でした。よって6年間全て音楽を選んでおりました。やりたい楽器の争奪戦が始まると、必ずアコーディオンを選んでいたような気がします。

さらに中学校へあがると、毎年合唱の会というものがありました。課題曲と自由曲をクラスで選び、学年ごとに競いあうのですが、私は毎年どちらかのピアノ伴奏に自ら立候補しておりました。

一見、何だかとてもやる気のある子に見えがちですが、実は歌のテストをパスできるという理由からです。歌のテストが嫌いだった私は、ある時伴奏者には歌の試験がない事に気がついたのです。今振り返れば、一度くらいは劇を選んでみてもよかったなあと思います。

(矢野 絢美)





特殊な登記

人のやったことが無いようなマニアックな登記が大好きな所長の寺西です。この度、当事務所のHP上にマニアックな登記手続きの紹介ページをアップしました。債権譲渡登記、信託登記、動産譲渡登記など、かつて寺西が経験した登記の中でマイナーなものを紹介しております。どれも馴染みのないものばかりと思いますが、興味のある方はお時間があればご覧下さい。もちろんお手続きのご依頼も承っております。(寺西 広)

<遺言書の検認手続きとは?>

最近、遺言書の準備が注目されおり、この事務所通信でも取り上げていますのでご存じの方も多いとは思いますが、公正証書遺言とは違って、自筆の遺言書の場合は家庭裁判所へ「遺言書の検認申立て」が必要です。

では、実際に遺言書の検認手続きがどのようなものなのかを今回取り上げてみようと思います。

相続開始後（お亡くなりになった日以降）、自筆の遺言書を保管していた方は、裁判所に「遺言書の検認申立て」をしなくてはなりません。これは法律で決められた義務であり、違反すると5万円以下の過料となりますし、検認を受けていない自筆証書遺言書では、不動産の名義変更の手続きはできない事になっています。

申立ての際は遺言書を添付しますが、遺言書が封印されていても、いなくても検認は必要です。ただし封印されていた場合は開封してしまうと処罰される事もあるので、遺品整理等の際に発見しても決して開けないようにして下さい。

申立て後は、家庭裁判所が開封期日を定め、相続人全員は書面にて呼び出されます。そして出席相続人のもと遺言書が開封されます。期日に欠席しても問題ありませんが当日は検認調書が作成され「本人の筆跡か？」等、出席相続人の意見等も記載されます。そしてその後、遺言書の後ろに「検認済み」と記載された裁判所の証明書がホッチキス止めされ、手続き終了です。

さて、注意しなければならないのが、検認の申立ての目的が、相続人に遺言書の存在と内容を知らせ、検認時点での内容を明確にすることで偽造・変造を防止するものであるという事です。遺言書が「有効か無効か」を判定する手続きではないため、有効無効関係なく手続きは進みます。

よって、検認を受けても裁判所が「遺言書は有効です」と認めたわけではないので、内容によっては無効になる事もありますし、財産をもらえなかった相続人から「本人と筆跡と違う」「偽造だ」「同居の親族の指示で書いた」等の主張がされて争いに発展することがあります。

このような事が起こらないためにも、当事務所では公正証書遺言をお勧めしていますが、どうしても自筆で遺言書を作成する場合には、慎重に作成される事をおすすめします。

(寺西 広)

編集後記

事務所通信も第22号。いつもお読みいただきまして有難うございます。いよいよ秋到来ですね。芸術の秋、食欲の秋、スポーツの秋、皆様はどんな秋をお過ごしになるのでしょうか。朝晩冷え込みますので体調には気を付けて、どうぞ楽しい秋をお過ごし下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階
寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係
電話011-700-2151
FAX011-700-2152
HP <http://office-teranishi.jp>